

## 相続登記義務化目前！

# ～司法書士が教える相続の基本知識～



これまでは義務ではなかった相続登記が、令和6年4月1日に義務化されます。義務化の対象には、過去の相続もすべて含まれます。そればかりか、放置した場合には10万円の過料を課される可能性まであります。

そもそも、相続人はどう決めるの？相続分はどれくらいになるの？といった基本的な事柄から相続登記の義務化まで、司法書士がわかりやすく説明します。



講座の後には個別無料相談会を実施します。(20分程度)

- ◆日 時：令和6年1月27日(土)  
13:30～15:00(講座)・15:15～16:45(相談会)
- ◆会 場：住吉町生涯学習館 レクリエーションホール(新宿区住吉町13-3)
- ◆講 師：木村 拓(司法書士)
- ◆対 象：どなたでも(区内在住・在勤・在学の方優先)
- ◆定 員：36名(講座)・15名(相談会) 共に多数抽選  
※相続税など「税金」に関する内容は取扱いません。  
※相談会のみ参加は不可。
- ◆参加費：無料
- ◆締 切：令和6年1月10日(水)
- ◆共 催：(公社)東京公共嘱託登記司法書士協会

申込方法は裏面をご覧ください。

## お申込み方法

### ◆往復はがき (126円)

[往信オモテ面]



下記【問合せ・申込先】の住所をご記入ください。

[往信ウラ面]

① 相続の基礎知識 ② 郵便番号・ご住所 ③ 電話番号 ④ 氏名(フリガナ)  
⑤ 年齢(年代) ⑥ 個別相談希望の有無 ⑦ 在勤の方は勤務先名称・所在地  
[返信オモテ面(宛先)] お申込者の住所・氏名をご記入ください。

◆新宿未来創造財団サイト [https://www.regasu-shinjuku.or.jp/?page\\_id=173319](https://www.regasu-shinjuku.or.jp/?page_id=173319)



※Hotmail でのお申込みはこちらからの返信メールが  
受信されないため、ご利用いただけません。

また、フリーメール(Yahoo!メール, Gmail 等)は返信が  
迷惑メールに振り分けられる場合があります。



### 【問合せ・申込先】

〒160-0022 新宿区新宿6-14-1 新宿文化センター内  
公益財団法人新宿未来創造財団 文化振興・学習課  
「相続の基礎知識」係

**12月18日(月)以降、下記住所に移転します。**

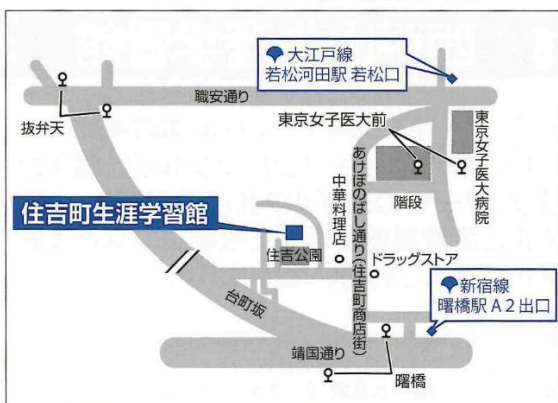
**移転後は下記住所をご記入ください。**

〒160-0022 新宿区新宿5-18-14 新宿北西ビル2階  
新宿文化センター仮事務所  
「相続の基礎知識」係

☎03-3350-1141 ※電話番号は変わりません。

※当日の連絡先 住吉町生涯学習館 03-3351-6566

### ◆会場へのアクセス



#### 交通

- 都営地下鉄新宿線「曙橋駅」(A2 出口)  
下車徒歩 5 分
- 都営地下鉄大江戸線「若松河田駅」(若松口)  
下車徒歩 15 分
- 都営バス(白 61)「曙橋」下車徒歩 5 分
- 都営バス(高 71・早 81・宿 74・宿 75)  
「東京女子医大前」下車徒歩 10 分

※ご記入いただきました個人情報、当財団個人情報保護規程に基づき、当事業以外には使用いたしません。  
※中止及び延期等になる場合があります。新宿文化センターウェブサイトまたは問い合わせ先へご確認ください。